

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでいます。当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組みを構築し、取締役会による独立した客観的な立場から業務執行の実効性の高い監督を行う。
- (5) 株主との間で合理的な範囲で建設的な対話を行う。

また、役職員行動規範、コンプライアンス委員会規程の整備及び内部通報制度による社内外の窓口相談できる体制を構築し、企業倫理・法令順守の充実に図り、独占禁止法、医薬品医療機器法及び業界の自主規制である医療機器業公正競争規約などの遵守徹底を図っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則3-1. 情報開示の充実】

当社は、すべてのステークホルダーから正しい理解と信頼を得るために、経営方針、財務状況、事業活動状況等、以下の事項について、公正、適時適切かつ積極的に開示しています。

- (1) 経営理念、経営基本方針、中期経営計画を取締役会で決議し、決算説明資料等や当社ホームページにて開示しています。
- (2) コーポレートガバナンスの基本的な考え方及び基本方針を取締役会で決議し、コーポレートガバナンス報告書等にて開示しています。
- (3) 取締役の報酬に関する方針と手続を定め、コーポレートガバナンス報告書にて開示しています。
- (4) 取締役の選任及び取締役・監査役候補者の指名に関する方針と手続を定め、コーポレートガバナンス報告書にて開示しています。
- (5) 取締役・監査役候補者の個々の選任・指名についての説明は、定時株主総会の招集通知参考書類にて開示しています。

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式について保有の意義が認められない限り、政策保有株式を保有しないことを基本方針としています。なお、現在当社は、政策保有株式を保有していませんが、将来保有する場合には、取締役会において決議した「上場株式の政策保有に関する方針」に従い、定期的に主要な政策保有株式についてそのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性についての具体的な説明を有価証券報告書において行うこととしています。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、当社が役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合、当該取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、下記のとおり監視体制を構築し、健全性と適正性を確保しています。

当社と関連当事者間の取引については、取締役会の決議事項及び報告・審議事項とし、取締役会において取引の可否を判断するとともに、当該取引の状況について定期的に報告・審議することで、監視を行っています。

また、当社は、利益相反行為を「役職員行動規範」にて禁止し、周知徹底しています。

【補充原則4-1-1】

当社の取締役会は、経営理念並びに経営方針を定め、企業戦略等の大きな方向性を示し、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、代表取締役社長及び業務執行取締役の指名、評価及びその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、法令及び社内規則上の取締役会の決議事項とされている業務執行の決定並びに業務執行取締役による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うとともに、独立した客観的な立場から、取締役に対する実効性の高い監督を行うことを目的としています。具体的な取締役会における付議事項については、取締役会規程において明確に定めています。

また、経営陣に対する委任の範囲については、原則として、法令及び社内規則上の取締役会による決議事項とされている事項以外の業務執行の決定について業務執行役員会に委任するとともに、業務執行の内容に関し適時適切に報告等をさせ、当該体制により、業務執行の迅速かつ柔軟な決定と取締役会による監督機能の強化を図っています。

【補充原則4-2-1】

当社の取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、以下を基本方針としています。

【取締役の報酬に関する基本方針】

- (1) 各々の取締役が担う役割・責務に応じた報酬体系とする。
- (2) 当社の経営環境や業績の状況を反映した報酬体系とする。
- (3) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に配慮した報酬体系とする。
- (4) 基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の割合を適切に設定する。

(5) 独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に關与する職責が反映されたものとし、株式関連報酬その他の業績連動型の要素を含まない体系とする。

【報酬決定プロセス】

取締役会は、取締役の報酬等につき、透明性・客観性を高めるため、独立した客観的な立場から、適切に会社の業績等の評価を報酬へ反映させ、指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申内容を十分に尊重した上で、株主総会で承認を受けた取締役報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により決定する。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように、専門的な知識と豊富な経験に基づき、取締役会において独立した立場で助言を行い経営の監督を行う独立社外取締役2名を選任しています。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の取締役会は、「独立役員にかかる独立性判断基準」を策定しており、コーポレートガバナンス報告書にて開示しています。当社の取締役会は、独立社外取締役候補者の選定にあたっては、「独立役員にかかる独立性判断基準」を満たすことを前提に、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように、専門的な知識と豊富な経験に基づき、取締役会において独立した立場で率直かつ活発で建設的な助言を行える人物を選定するように努めています。

【補充原則4-11-1】

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続きと併せ「取締役候補者の指名を行なう際の方針と手続き」を定めています。

具体的には、取締役及び監査役の数について、取締役は10名以内、監査役は5名以内と定款に定めており、取締役となる者の知識・経験・能力を重視し、取締役会全体のバランス・多様性を考慮し、上限員数の範囲内で取締役会を構成していることから、現状の員数は適切であると考えています。また、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすため、社内の各分野に精通した取締役に加え、社外取締役として企業経営経験者と企業法務・コンプライアンス等に精通した弁護士を選任しています。なお、取締役の選任は、株主総会の決議によるものとし、これら候補者の指名に際しては、指名・報酬諮問委員会による答申を得た上で、取締役会にて決定します。

【補充原則4-11-2】

当社は、独立社外役員の兼任制限について「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に定めています。なお、取締役及び監査役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書を通じ、毎年開示しています。

【補充原則4-11-3】

当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第26条「取締役は、取締役会の実効性について毎年自己評価を行い、その結果を取締役に提出する。取締役会は、各取締役の取締役会の実効性についての自己評価に基づき、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示する」の規程に従い、平成30年4月から6月の期間において当社第46期の取締役会全体の実効性について分析・評価しましたので、その概要を以下の通り報告します。

1. 取締役会全体の実効性についての分析・評価の方法

全ての取締役に對し、以下の15項目の評価項目について記名式のアンケートを実施しました。当該結果をもとに、平成30年5月及び6月の定例取締役会において、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、課題の共有と改善策等について議論しました。

評価項目（記名式アンケート項目）

- (1) 取締役会は経営理念を確立し、具体的な経営戦略や経営計画等について、きちんと建設的な議論を行っているか。(原則4-1)
- (2) 取締役会は、取締役会で決めるべきことと、経営陣に委ねるべきことを明確に定めているか。(補充原則4-1-1)
- (3) 取締役会は中期経営計画の実現に向けて最善の努力をし、目標未達となった場合は原因などの分析をきちんと行っているか。(補充原則4-1-2)
- (4) 取締役会は後継者の計画をきちんと監督しているか。(補充原則4-1-3)
- (5) 取締役会は経営陣幹部による適切なリスクテイクを促す環境整備をしているか。(原則4-2)
- (6) 経営陣の報酬による適切なインセンティブ付けがなされているか。(原則4-3 4-2-1)
- (7) 取締役会は業績等の評価と人事への反映を適切に行っているか。(原則4-3)
- (8) 取締役会は利益相反を適切に管理しているか。(原則4-3)
- (9) 取締役会は経営陣幹部の選解任について、業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続で実施しているか。(補充原則4-3-1)
- (10) 取締役会は独立社外取締役を有効に活用しているか。(原則4-7 4-8 補充原則4-8-1 4-8-2)
- (11) 取締役会は独立社外取締役の独立性を確保するように独立性基準を適切に策定するとともに、資質を備えた者を選定するよう努めているか。(原則4-9)
- (12) 取締役会の全体としてのバランス、構成を最適化するように努めているか。(原則4-11)
- (13) 取締役会における審議を活性化するための取組みは適切か。(原則4-12 補充原則4-12-1)
- (14) 取締役会は取締役や監査役への情報提供や支援体制を適切に整備しているか。(原則4-13)
- (15) 取締役会は取締役や監査役に対して十分なトレーニングの機会を提供しているか。(原則4-14 補充原則4-14-1)

2. 取締役会全体の実効性についての分析・評価結果

上記1. の評価項目のアンケートの結果、全ての取締役が以下の項目を除き「実効性が確保されている」と分析・評価し、議論の結果、当社取締役会は、当社第46期取締役会全体の実効性は十分に確保されていると分析・評価しました。

なお、半数以上の取締役が「実効性の確保が不足している」と評価した項目は、上記1. (4)「後継者計画の監督」であり、「第46期においては、取締役会として後継者計画を監督するまでに至っていない」と分析・評価しました。

3. 上記分析・評価結果を踏まえた今後の対応

当社取締役会は、上記分析・評価結果を踏まえ、取締役会の更なる実効性の確保に向け、課題への対応に注力してまいります。特に上記2. において「実効性の確保が不足している」と分析・評価した項目について、以下の通り対応することでその実効性を確保してまいります。

(4)後継者計画の監督

当社取締役会は、社長等の後継者の育成は、当社が持続的に成長するための重要な課題のひとつであると認識しております。第46期においては、後継者計画は未だ文書化しておらず、各取締役が個人的に後継取締役候補者を挙げ自らの考えを表明、当該情報を指名・報酬諮問委員会委員間で共有するに留まっており、今後は、後継者計画の策定・監督に向け、当該情報を取締役全員で共有し、適宜取締役間で意見交換を行うなど協議、検討を進めてまいります。

【原則4-14. 取締役・監査役へのトレーニング】

当社の新任者をはじめとする取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために、自ら期待される役割・責務についての理解を深め、必要な知識の習得や更新等を行っています。加えて当社としては取締役・監査役に適合したトレーニング機会の提供・斡旋やその費用支援も行っています。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役、監査役全員を対象として年1回研修を行い、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解するための知識の習得や更新の機会を提供しています。

新任取締役、新任監査役に対し、取締役・監査役の役割責務、受託者責任、法律知識に関するセミナーの受講や、当社グループの事業、財務、組織、業界、規制、環境等についての知識を得る為のトレーニングへの参加機会を提供しています。また、取締役、監査役に対し、継続研修として、適宜、業界に関する規制等の知識を更新する機会を提供しています。なお、必要に応じ、外部セミナーへの参加等も行い、その費用については、役員の請求により当社が負担することとしています。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針」を以下に定めています。

- (1) 当社は、IR部が株主・投資家の希望及び主な関心事項に応じて管理部門担当取締役と対応方法を検討し、合理的な範囲で対応します。
- (2) 当社は、IR部が中心となり、経営企画部、経理財務部、マーケティング本部、薬事・開発本部、グループ会社等が定期的な会議等を通じて情報共有し、株主との対話の支援を行います。
- (3) 当社は、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を年2回開催、当社ホームページ上での情報開示等により、当社の経営計画や事業環境に関し理解を深めていただく活動をします。
- (4) IR活動で得られた株主・投資家からの重要な意見・懸念事項等について、取締役会に対し随時フィードバックする体制としています。
- (5) インサイダー情報の管理に関しては、開示の公平性を尊重し、株主・投資家及び当社双方が既に公開された情報と周知となった事実に関する説明に限定し、未公開の重要事実について情報提供しないことを事前に確認し合い、インサイダー情報を管理します。当社は、決算期に開示する決算情報の漏洩防止を徹底するため、決算発表予定日前の2週間をIR活動沈黙期間とし、この期間については決算に関するコメントや質問への回答を控えます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本特殊陶業株式会社	7,942,764	30.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,922,927	11.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,550,600	5.85
渡邊 崇史	1,444,800	5.46
渡辺 康夫	1,012,064	3.82
島崎 一宏	893,302	3.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	472,600	1.78
日下部 博	390,529	1.47
渡邊 藍子	309,644	1.17
五味 大輔	300,000	1.13

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

日本特殊陶業株式会社は、当社議決権の30.01%を所有する当社の関係会社(その他の関係会社)です。当社は、筆頭株主である日本特殊陶業株式会社の企業グループより自由な事業活動を阻害される要因はないと認識しており、独自の経営判断が行える状況にあると考えています。

取締役の就任状況も独自の経営判断を妨げるものではなく、一定の独立性が確保されています。また、日本特殊陶業株式会社の各グループ企業との事業の棲み分けもなされております。当社と日本特殊陶業株式会社は、中長期的な観点で両社の経営資源を有効活用することにより、より一層の事業の効率化を図り、医療事業分野における業績の拡大・安定化及び企業価値を高めていきます。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
石川 浩司	弁護士													
佐分 紀夫	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川 浩司			弁護士としての幅広い知識や経験をもとに、また法律の専門家として当社の経営に対する助言等をいただくことで、当社の経営上の意思決定や取締役の業務執行の監督等に当該見識を役立ててもらうため。 また、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断したことから独立役員に指定しています。

佐分 紀夫			公認会計士として培われた専門的な知識、さらに企業経営に携わった経験を有しており、当社の経営に対する助言等をいただくことで、当社の経営上の意思決定や取締役の業務執行の監督等に当該見識を役立ててもらうため。また、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断したことから独立役員に指定しています。
-------	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように、取締役会において専門的な知識と豊富な経験に基づき、独立した立場で助言及び経営の監督を行う独立社外取締役2名を選任しています。

当社は、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておらず、取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役候補者の選任や取締役の報酬等取締役人事の重要な事項について助言を得る体制としています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会計監査や四半期レビューの報告等を通じ、会計監査人と監査役や社外取締役との連携を確保しています。また、会計監査人は内部監査部門とも直接連携をとり、随時必要な情報交換や業務執行状況について確認を行っています。会計監査人が不備・問題点を指摘した場合や不正を発見し適切な対応を求めた場合、代表取締役社長の指示により、各業務執行取締役が中心となり、調査・是正を行い、その結果報告を行う体制としています。また、監査役会は、社内常勤監査役が中心となり、内部監査部門や関連部門と連携をとり、調査を行うとともに、必要な是正を求めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大石 洋司	その他													
山田 美代子	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大石 洋司			医療業界で培われた専門的知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため。また、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断したことから独立役員に指定しております。
山田 美代子			公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため。また、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断したことから独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員にかかる独立性判断基準

- 以下各号のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は独立性を有するものと判断する。
 - 当社または当社の関係会社の業務執行者である者、または過去において業務執行者であった者。またその者の近親者(配偶者、三親等内の親族もしくは同居の親族)
 - 当社または子会社の主要な取引先である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、または重要な子会社の業務執行者である者、または最近3年間に於いて業務執行者であった者。またその者の近親者(配偶者、三親等内の親族もしくは同居の親族)
 - 当社の現在の大株主(議決権所有割合10%以上)である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、または重要な子会社の業務執行者である者、または最近3年間に於いて業務執行者であった者。
 - 現在、当社または子会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等である者。
 - 法律事務所、監査法人、税理士事務所、コンサルティングファーム等であって、当社または子会社を主要な取引先とする法人の業務執行者である者、または最近3年間に於いて業務執行者であった者。またその者の近親者(配偶者、三親等内の親族もしくは同居の親族)
 - 最近3年間に於いて、当社または子会社からの多額の金銭を受領している弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタント等の個人である者。またその者の近親者(配偶者、三親等内の親族もしくは同居の親族)
 - 当社または子会社から多額の寄付金を受領している者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、または重要な子会社の業務執行者である者、または最近3年間に於いて業務執行者であった者。
- 当社は、取引先または寄付金等について、以下の基準を充足する場合には、当該独立役員の独立性が十分に認められ、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断し、「主要な取引先」ないしは「多額の寄付金等」に該当しないものとする。
 - 取引先との取引金額が売上高の2%未満
 - 寄付金等は年間1,000万円未満

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう取締役の報酬に関する方針を定め業績連動型報酬制度を導入しています。

取締役へのインセンティブ付与に関しては、(1)当社の経営環境や業績の状況を反映した報酬体系(2)持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に配慮した報酬体系とする方針としています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を有価証券報告書並びに営業報告書(事業報告)に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、以下を基本方針としています。

[取締役の報酬に関する基本方針]

- (1) 各々の取締役が担う役割・責務に応じた報酬体系とする。
- (2) 当社の経営環境や業績の状況を反映した報酬体系とする。
- (3) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に配慮した報酬体系とする。
- (4) 基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の割合を適切に設定する。
- (5) 独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する職責が反映されたものとし、株式関連報酬その他の業績連動型の要素を含まない体系とする。

[報酬決定プロセス]

取締役会は、取締役の報酬等につき、透明性・客観性を高めるため、独立した客観的な立場から、適切に会社の業績等の評価を報酬へ反映させ、指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申内容を十分に尊重した上で、株主総会で承認を受けた取締役報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本方針において、独立社外取締役及び監査役による社内情報へのアクセスを明確に定め、当社の独立社外取締役及び監査役が必要だと判断したとき又は適切と考えるときにはいつでも、社内取締役及び従業員に対して業務の執行状況等の説明若しくは報告を求め、又は社内資料の提出を求めることができる体制としています。

なお、独立社外取締役及び監査役がその職務を補助するための使用人を求めた場合には、これに応じ使用人を任命することとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 監督

(1) 取締役会

取締役会は、会社法の精神に則り、会社経営の基本方針・経営計画その他法令、定款及び取締役会規程に定める重要事項を策定・決議する他、業務執行役員会の意思決定及び取締役の職務執行を監督する権限を有することを認識し、各取締役の自由な発議と討論により運営されることを目的としています。当社の取締役会は、業務執行取締役6名と非業務執行取締役1名と社外取締役2名で構成されています。

当社の社外取締役は、公認会計士資格を有し上場会社の企業経営経験を有する者1名、企業法務・コンプライアンス及び内部統制に精通した弁護士1名の独立社外取締役2名を選任しています。

(2) 指名・報酬諮問委員会

当社は、経営陣幹部・取締役等の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、取締役会の諮問委員会として、指名・報酬諮問委員会を設置しています。指名・報酬諮問委員会は、取締役の業績評価を行うとともに取締役の選解任の意思決定にかかわる事や、取締役会における重要な意思決定を通じ経営の監督を行っています。指名・報酬諮問委員会は、代表取締役社長及び社外取締役2名で構成されています。

(3) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス体制を明確化し、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を図ることを目的としてコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会は、取締役、常勤監査役、及び、取締役会が承認した者を委員とし、チーフ・コンプライアンス・オフィサー1名、コンプライアンス・オフィサー8名の9名で構成されています。

2. 業務執行

(1) 業務執行役員会

業務執行役員会は、法令、定款及び取締役会規程において、取締役会の決議事項とされているものを除き、取締役会において決定した会社経営の基本方針・経営計画等に従い、会社経営の常務に関する重要な事項について必要な決議を行い、会社経営の円滑な遂行を図ることを目的としています。業務執行役員会は、代表取締役社長及び業務執行取締役5名の6名で構成されています。なお、非業務執行取締役

及び監査役は、業務執行役員会に出席して意見を述べるすることができます。

(2) 経営会議

経営会議は、役員をはじめ従業員に広く経営参画の場を設定し、会社経営の重要な事項について意見徴収および協議を行い、その協議結果を以って取締役会及び業務執行役員会の効率的な運用の実現に資することを目的としています。経営会議は、代表取締役社長、業務執行取締役5名及び代表取締役社長が指名した者2名の8名で構成されています。なお、非業務執行取締役及び監査役は、経営会議に出席して意見を述べるすることができます。

3. 監査

(1) 監査役会

監査役会は、株主から委託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等の役割・責務を果たすことにより、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンスを確立する責務を負うことを目的としています。監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されており、公認会計士として見識を有する者1名及び医療業界における専門的な知識・経験を有する者1名の独立社外監査役2名を選任しています。

(2) 内部監査室

内部監査室は、会社の業務運営が適正に行われているかどうかを評価し、その結果を経営に反映させ、経営の合理化と効率化に資することを目的としています。

内部監査については、代表取締役社長直轄である内部監査室(専従2名)において、全国の拠点及び子会社ODEV社を監査して代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告しております。

(3) 会計監査人

当社の会計監査人は、優成監査法人であり、業務執行社員2名、その補助者は公認会計士4名、その他7名であります。なお、平成19年8月24日開催の第35回定時株主総会において優成監査法人が当社の会計監査人として選任され、現在に至っております。また、継続監査年数が7年を超える業務執行社員はいません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現行法制下、当社の規模・成長のステージ等を鑑み監査役設置会社が最も有効であると考え、以下の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」を実現するため、現状のコーポレートガバナンス体制としています。

「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」

当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでいます。当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組みを構築し、取締役会による独立した客観的な立場から業務執行の実効性の高い監督を行う。
- (5) 株主との間で合理的な範囲で建設的な対話を行う。

また、役職員行動規範、コンプライアンス委員会規程の整備及び内部通報制度による社内外の窓口相談できる体制を構築し、企業倫理・法令順守の充実に図り、独占禁止法、医薬品医療機器法及び業界の自主規制である医療機器業公正競争規約などの遵守徹底を図っています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が株主総会議案の十分な検討を行い議決権を行使できるよう、取締役会決議から株主招集通知発送日までに東京証券取引所及び当社のホームページに招集通知を開示するとともに、株主総会開催日の3週間前までに発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主が議決権を行使しやすい適切な環境整備に向け、より多くの株主が株主総会に出席出来るよう開催日や開催場所等の設定を行い、更に、出席できない株主に対しては、議決権行使書の郵送により、議決権を行使しやすい環境を整えています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、機関投資家や海外投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備に向け英文による招集通知を作成しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針」を以下に定めています。 (1) 当社は、IR部が株主・投資家の希望及び主な関心事項に応じて管理部門担当取締役と対応方法を検討し、合理的な範囲で対応します。 (2) 当社は、IR部が中心となり、経営企画部、経理財務部、マーケティング本部、薬事・開発部、グループ会社等が定期的な会議等を通じて情報共有し、株主との対話の支援を行います。 (3) 当社は、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を年2回開催、当社ホームページ上での情報開示等により、当社の経営計画や事業環境に関し理解を深めていただく活動をします。 (4) IR活動で得られた株主・投資家からの重要な意見・懸念事項等について、取締役会に対し随時フィードバックする体制としています。 (5) インサイダー情報の管理に関しては、開示の公平性を尊重し、株主・投資家及び当社双方が既に公開された情報と周知となった事実に関する説明に限定し、未公開の重要事実について情報提供しないことを事前に確認し合い、インサイダー情報を管理します。当社は、決算期に開示する決算情報の漏洩防止を徹底するため、決算発表予定日前の2週間をIR活動沈黙期間とし、この期間については決算に関するコメントや質問への回答を控えます。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに決算発表後(半期毎)に決算説明会を開催し、代表取締役社長による経営戦略、決算結果及び業績予想等に関する説明を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト・機関投資家向け説明会プレゼンテーション資料を決算説明会後速やかに掲載する他、決算短信、事業報告書、有価証券報告書、株主総会招集通知、敵開示資料等プレスリリースなど多様な資料を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理担当取締役が統括するIR部を設置しており、個人投資家、機関投資家、アナリスト等のステークホルダーとの対話に対応しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、取締役会の決議を経て「経営理念」「行動指針」「役職員行動規範」を定めることにより、行動準則の策定・改訂の責務を担っています。また、国内外の事業活動の第一線への周知徹底に向け、新入社員研修時に「行動指針」を説明することや、社員証に記載された「行動指針」を携帯させること等により、「行動指針」を社員が常に意識できる環境整備に努めています。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は、企業の社会的責任を果たしていく上で、「最先端の優れた医療機器の開発と販売を通じて、医療に貢献する」という経営理念のもと、高齢化社会における高齢者のQOLの確保や、環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、自主的かつ積極的に課題解決に向け適切な対応を行うよう努めています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主と建設的な対話を行います。取締役は、株主との対話を通じて株主の声を聞き、その関心・懸念事項に正当な関心を払うとともに経営方針を株主に分かりやすく明確に説明します。株主を含むステークホルダーの立場についてバランスよく理解し、その理解を踏まえた対応を行います。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社グループの役職員行動規範、コンプライアンス委員会規程に従い法令等違反行為を未然に防止する。
 - ・業務執行に関し、必要に応じ弁護士その他専門家に違法性の確認をとることができる体制を整える。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社の取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等に従い、文書または電磁的に記録し、適切に保存及び管理を行う。
 - ・当社の取締役及び監査役は、文書管理規程等に従いこれら文書を常時閲覧できるものとする。
 - ・当社の文書管理規程等を変更する場合は、監査役会の承認を得るものとする。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社のリスク管理規程に従い、個々のリスクについて管理責任者を決定し、リスクに対し適切な予防と対策を行う。
 - ・当社の重大な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、当社社長を本部長とする対策本部を設置し、損失を最小限に止める体制を整える。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社の取締役会は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を定め、グループ会社全体として達成すべき目標を明確にする。
 - ・当社の取締役会の下部組織として当社の業務執行役員会等を積極的に活用し、取締役の職務の執行の効率性を確保する。
 - ・当社の組織規程、業務分掌規程に従い、担当部門、職務権限等を明確にする。
- (5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・役職員行動規範、コンプライアンス委員会規程に従い、及び内部監査を担当する当社の内部監査室により、法令等違反行為の未然防止を図る。
 - ・当社の内部通報制度により、社内または社外の窓口にご相談できる体制とする。
- (6) 子会社の取締役の職務の執行に係わる事項の当社への報告に対する体制
 - ・当社及び子会社の取締役が出席する子会社役員会を月1回開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し適宜報告を義務付ける。
- (7) 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制
 - ・当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程に従い、個々のリスクについて管理責任者を決定し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点目標を定める。
- (9) 子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、当社グループの取締役及び使用人に対し、年1回、法令順守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- (10) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制
 - ・子会社との間で一定のルールを定め、子会社の重要事項の決定については親会社の承認を得るものとする。
 - ・子会社との取引についても、第三者との取引と同等の基準で審査し、適正を確保する。
- (11) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・取締役は、監査役がその職務を補助するための使用人を求めた場合は、これに応じ使用人を任命する。
- (12) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮・命令に従わなければならない。当該使用人の任命及び解職については監査役会の同意を必要とする。
- (13) 監査役を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。
- (14) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - ・当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。
 - ・内部通報制度を担当するコンプライアンス委員会は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
- (15) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ会社の取締役会及び使用人に周知徹底する。
- (16) 監査役を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役がその職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から費用の前払い等の請求または償還等の請求があった場合には、当該請求が監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (17) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役会に対して、取締役及び使用人からヒアリングを実施する機会を与えることとともに、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。
- ・常勤監査役は、コンプライアンス委員会に委員として出席する。

(18) 当社の財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・財務報告の信頼性の確保のため、内部統制システムを構築しており、その仕組みが適正に機能していることを内部監査室が定期的に評価し社長に報告をする。また、内部監査室が、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう監査することで、内部統制が有効に機能する体制としている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求には毅然とした態度で対応することを「役職員行動規範」に定めている。また、反社会的勢力の対応統括部署を人事総務部と定めており、警察と連携し、反社会的勢力からの不当要求等を排除する体制としている。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

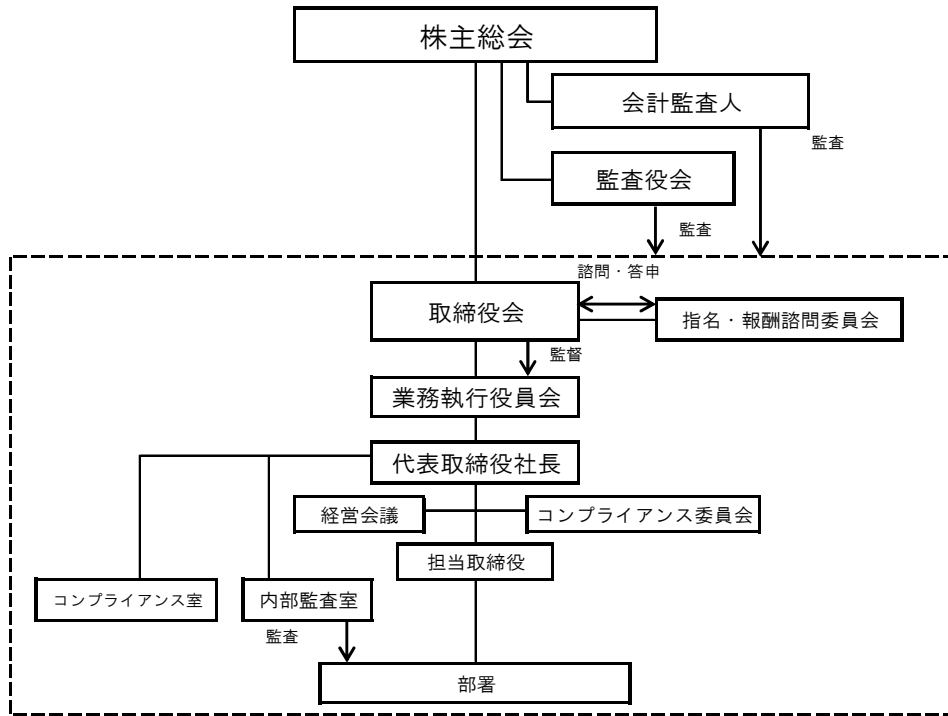
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレートガバナンス体制図】



【情報開示体制】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針」を以下に定めています。

- (1) 当社は、IR部が株主・投資家の希望及び主な関心事項に応じて管理部門担当取締役と対応方法を検討し、合理的な範囲で対応します。
- (2) 当社は、IR部が中心となり、経営企画部、経理財務部、マーケティング本部、薬事・開発本部、グループ会社等が定期的な会議等を通じて情報共有し、株主との対話の支援を行います。
- (3) 当社は、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を年2回開催、当社ホームページ上での情報開示等により、当社の経営計画や事業環境に関し理解を深めていただく活動をします。
- (4) IR活動で得られた株主・投資家からの重要な意見・懸念事項等について、取締役会に対し随時フィードバックする体制としています。
- (5) インサイダー情報の管理に関しては、開示の公平性を尊重し、株主・投資家及び当社双方が既に公開された情報と周知となった事実に関する説明に限定し、未公開の重要事実について情報提供しないことを事前に確認し合い、インサイダー情報を管理します。当社は、決算期に開示する決算情報の漏洩防止を徹底するため、決算発表予定日直前の2週間をIR活動沈黙期間とし、この期間については決算に関するコメントや質問への回答を控えます。

